

新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
令和5年度愛媛県電気自動車導入支援事業費補助金交付要綱		令和5年度愛媛県電気自動車導入支援事業費補助金交付要綱	
省略		省略	
別表 補助要件		別表 補助要件	
補助対象事業	中小事業者等が電気自動車を導入する事業	補助対象事業	中小事業者等が電気自動車を導入する事業
補助対象車両	初回の登録年月日が令和5年5月8日から令和6年3月15日までの車両であること。	補助対象車両	初回の登録年月日が令和5年5月8日から令和6年3月15日までの車両であること。
補助額	<p><u>1台当たり200,000円又は該当車両の一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の額のいずれか低いほうの額とする。</u></p> <p>ただし、国補助等の他の補助金との合計金額が車両価格を超えない範囲で補助することとする。            ※本補助金による一事業者当たりの導入台数の上限は10台とし、3台以上導入する場合の対象者は、「2050年脱炭素社会・アクション宣言」登録が条件となる（補助金申請に合わせ、同時に登録申請をした場合も可。）</p>	補助額	<p><u>1台当たり200,000円</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>とする。</u></p> <p>ただし、国補助等の他の補助金との合計金額が車両価格を超えない範囲で補助することとする。            ※本補助金による一事業者当たりの導入台数の上限は10台とし、3台以上導入する場合の対象者は、「2050年脱炭素社会・アクション宣言」登録が条件となる（補助金申請に合わせ、同時に登録申請をした場合も可。）</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月14日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年7月21日から施行する。</u></p>		<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月14日から施行する。</p>	